

証券コード 7937
平成29年6月13日

株 主 各 位

埼玉県蕨市中央4丁目24番26号

株 式 会 社 ツツミ

代表取締役社長 互 智 司

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後6時までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時 | 平成29年6月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 埼玉県蕨市中央4丁目21番29号
蕨市民会館2階201室 |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 第44期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |
| 第8号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 |

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tsutsumi.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融政策などを背景に緩やかな回復基調にありましたが、国内の個人消費が伸び悩んでいることに加え、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速、英国のEU離脱問題及び米国の政権交代など海外経済の不確実性が高まり、景気の先行きは不透明な状況で推移しております。

宝飾品業界におきましても、こうした景況を反映し、企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況でありました。

このような経済情勢のもと、当社は、お客様満足度の向上を更に推進し、幅広いお客様に支持される店舗づくりに努めてまいりました。

その結果、売上高は191億72百万円（前期比11.9%減）となりました。利益面につきましては、営業利益が8億69百万円（前期比43.5%減）、経常利益が9億69百万円（前期比41.1%減）となりました。しかしながら、固定資産の減損損失額を特別損失に計上した結果、当期純損失は9億21百万円となりました。

主要品目の販売実績は、ネックレス・ブレスレットは70億26百万円（前期比3.8%減）、指輪は69億26百万円（前期比12.2%減）、小物は29億37百万円（前期比4.4%減）であります。

店舗につきましては、ジュエリーツツミアルカキット錦糸町店をはじめとする3店舗を新たに開設したほか、既存店16店舗のリニューアル及び9店舗の退店を実施いたしました。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資等の総額は4億52百万円であります。その主なものは、新POSシステム開発費2億6百万円並びに店舗の開設及びリニューアルに伴う内装費2億3百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金によって賄っております。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが期待されます。しかしながら、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動などの影響がわが国の景気を下押しするリスクとして残り、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

宝飾品業界におきましても、消費者マインドに足踏みがみられる中、お客様の企業に対する選別がより一層厳しくなると考えられ、企業間の競争が更に激化していくものと予想されます。

このような経済情勢のもと、当社は、製販一貫体制の利点を活かした品揃えの充実や接客サービスの質の向上に努め、魅力溢れる店舗づくりに全力で取り組んでまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも温かいご指導、ご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 41 期 (平成25年度)	第 42 期 (平成26年度)	第 43 期 (平成27年度)	第 44 期 当 期 (平成28年度)
売 上 高(百万円)	27,549	22,148	21,764	19,172
経 常 利 益(百万円)	3,736	2,237	1,646	969
当期純利益(百万円)	2,297	1,188	△864	△921
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	114.47	59.18	△45.83	△50.59
総 資 産(百万円)	81,100	81,422	75,025	71,976
純 資 産(百万円)	78,327	79,263	73,172	70,173

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の計算につきましては、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

(10) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社は、主に国内外から原材料として仕入れた宝石・貴金属等を宝飾品及び装飾品に製造加工して、小売・卸売を行っております。

当社の主要品目は次のとおりであります。

区 分	主 要 品 目
ネックレス・ブレスレット	デザインネックレス・ブレスレット 喜平ネックレス・ブレスレット パールネックレス他
指 輪	結婚リング ファッションリング 鑑定書付ダイヤモンドリング他
小 物	ピアス イヤリング ペンダント他

(11) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

本社／商品センター／本社工場／第二工場：埼玉県蕨市

群馬工場：群馬県渋川市

店 舗：177店舗

東北地方6店・関東地方119店・甲信越地方4店

東海地方11店・関西地方18店・中国地方4店

四国地方4店・九州地方11店

(12) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	187名	2名減	43.1歳	17.2年
女 性	839名	32名減	37.4歳	8.2年
合 計 また は 平 均	1,026名	34名減	38.5歳	9.8年

（注）パートタイマー（8時間換算127名）は含まれておりません。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,080,480株
- (3) 株主数 8,684名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
堤 征 二	9,732千株	55.3%
堤 倭 子	1,271千株	7.2%
公益財団法人ツツミ奨学財団	1,000千株	5.6%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	436千株	2.4%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	287千株	1.6%
THE BANK OF NEW YORK 134105	225千株	1.2%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	192千株	1.0%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	187千株	1.0%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	169千株	0.9%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	166千株	0.9%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,499千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー（Brandes Investment Partners, L.P.）から、平成26年5月9日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成26年4月30日現在で当社株式を1,013千株（発行済株式総数の5.0%）保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができまないので、上記大株主には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は平成28年12月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ①取得対象株式の種類 当社普通株式
- ②取得した株式の総数 908,900株
- ③取得価額 1,693,280,700円
- ④取得日 平成28年12月13日
- ⑤取得理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
堤 征 二	代 表 取 締 役 会 長	
互 智 司	代 表 取 締 役 社 長	公益財団法人ツツミ奨学財団理事長
岡 野 勝 美	取 締 役	商品本部長、公益財団法人ツツミ奨学財団評議員
大 友 満 夫	取 締 役	経理部長
水 谷 敦 秀	取 締 役	商品本部管理部長
柿 沼 佑 一	取 締 役	高篠・柿沼法律事務所パートナー弁護士
新 藤 勝 美	常 勤 監 査 役	
永 野 清 健	監 査 役	
小 山 弘 司	監 査 役	
宮 原 敏 夫	監 査 役	税理士法人朝日会計社代表社員 宮原敏夫公認会計士事務所所長 爽監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役柿沼佑一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役永野清健氏及び監査役宮原敏夫氏は、社外監査役であります。
3. 取締役柿沼佑一氏並びに監査役永野清健氏及び監査役宮原敏夫氏については、東京証券取引所規則の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
4. 監査役宮原敏夫氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役（うち社外取締役）	6名（1名）	103百万円（1百万円）
監査役（うち社外監査役）	4名（2名）	10百万円（2百万円）
合 計（うち社外役員）	10名（3名）	114百万円（3百万円）

- (注) 1. 支給額には、当期における役員退職慰労引当金繰入額8百万円（取締役7百万円、うち社外取締役一百万円。監査役0百万円、うち社外監査役一百万円。）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。

(4) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

①社外取締役にに関する事項

取締役柿沼佑一氏は、高篠・柿沼法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は、高篠・柿沼法律事務所と法律顧問契約を締結しております。

②社外監査役にに関する事項

監査役永野清健氏と当社との取引関係はありません。

監査役宮原敏夫氏は、税理士法人朝日会計社の代表社員であります。当社は、税理士法人朝日会計社と税務顧問契約を締結しております。また、同氏が所長である宮原敏夫公認会計士事務所及び代表社員である爽監査法人と当社との取引関係はありません。

③当期における主な活動状況

区 分	取締役会（12回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 柿沼佑一	11回	91.7%	一回	— %
監査役 永野清健	12回	100.0%	13回	100.0%
監査役 宮原敏夫	12回	100.0%	13回	100.0%

- (注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。
2. 取締役柿沼佑一氏は取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
3. 監査役永野清健氏及び監査役宮原敏夫氏とも取締役会において、適宜質問し意見を述べております。
4. 監査役永野清健氏及び監査役宮原敏夫氏とも監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当期に係る会計監査人としての報酬等	27百万円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) その他の事項

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス・リスク担当者を設置し、当社及び当社子会社の「法令等違反事態発生時対応規程」「行動規範」などを定め、その推進を図ります。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書取扱規程」「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護マニュアル」を定め、適切に対応します。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス・リスク担当者を設置し、「リスク管理方針」「リスク管理規程」などを定め、当社及び当社子会社の事業目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクに対して適切に対応する仕組みを構築します。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性を確保するよう、取締役会において取締役の職務分掌を決定しております。また、当社及び当社子会社の実績管理を行うため、取締役会の有効活用を図ります。

- ⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の企業集団は、当社及び非連結子会社「有限会社大分ツツミ貴金属」であり、取締役会において定期的に当社及び当社子会社の財務状況及び業務執行状況などの報告を行うとともに子会社を含む企業集団としての経営につき協議し、当社及び当社子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認します。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の求めに基づき、必要に応じて監査役の業務補助のための使用人を置きます。この場合、同使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、取締役からの独立性を確保するため、その任命等、人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得ます。

- ⑦ 当社もしくは当社子会社の取締役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社もしくは当社子会社の取締役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社もしくは当社子会社が法令もしくは定款に違反する行為を発見した場合、またはそのおそれがある場合などで、当社もしくは当社子会社に著しい損害・不利益を生ずるおそれがある事実を発見した場合は、法令に従い当社の監査役に報告することとします。また、当社の監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役の内容説明を求めることができます。
 - ・ 当社及び当社子会社は、当社の監査役に前号の報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する体制とします。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社の取締役は、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査部門や外部監査人と情報・意見を交換する機会を確保します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① コンプライアンス体制について

当社及び当社子会社は、コンプライアンス体制の基礎となる「法令等違反事態発生時対応規程」「行動規範」にて「法令等の遵守」を掲げ、役職員への徹底を図るため、定期的な内部統制打合せ会や適宜に研修等を実施いたしました。また、問題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置し、調査及び適切な措置の実行に備えました。

② リスク管理体制について

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため「リスク管理方針」「リスク管理規程」などを定め、リスクの識別、分析、評価及び対策等によるリスク管理を継続的に行うとともに、その結果を定期的に取り締役会に報告いたしました。

③ 取締役の職務の執行について

原則として月1回の取締役会を開催し、業績の報告・検討や法令または定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、当社子会社の業務執行の報告を受け、業務執行の確認を行いました。

④ 監査役の職務の執行について

原則として月1回の監査役会を開催し、監査方針・監査計画等を決定するとともに、重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧等を通じて監査を行いました。また、代表取締役との意見交換会の開催や取締役、内部監査部門及び外部監査人と情報交換・意見交換を行いました。

⑤ 内部監査の実施について

内部監査部門は、内部監査計画に基づき業務活動が法令、定款及び諸規程に準拠し、合理的に運営されているか否かについての業務監査等を行うとともに、当該監査の結果及び指摘事項に関する改善状況について代表取締役及び監査役に対して報告を行いました。

事業報告における記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	57,031	流 動 負 債	1,620
現 金 及 び 預 金	37,700	買 掛 金	152
受 取 手 形	57	未 払 金	114
売 掛 金	858	未 払 法 人 税 等	424
商 品 及 び 製 品	15,470	未 払 消 費 税 等	174
仕 掛 品	436	未 払 費 用	493
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,144	賞 与 引 当 金	212
前 払 費 用	52	そ の 他	48
繰 延 税 金 資 産	93		
そ の 他	223		
貸 倒 引 当 金	△6		
固 定 資 産	14,944	固 定 負 債	181
有 形 固 定 資 産	9,309	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	136
建 築 物	817	長 期 預 り 保 証 金	44
構 築 物	3		
機 械 及 び 装 置	34	負 債 合 計	1,802
車 両 運 搬 具	0	純 資 産 の 部	
工 具、器 具 及 び 備 品	175	株 主 資 本	69,826
土 地	8,266	資 本 金	13,098
建 設 仮 勘 定	10	資 本 剰 余 金	15,707
無 形 固 定 資 産	630	資 本 準 備 金	15,707
借 地 権	152	利 益 剰 余 金	47,078
ソ フ ト ウ ェ ア	255	利 益 準 備 金	600
電 話 加 入 権	4	そ の 他 利 益 剰 余 金	46,478
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	219	別 途 積 立 金	47,110
投 資 そ の 他 の 資 産	5,005	繰 越 利 益 剰 余 金	△631
投 資 有 価 証 券	644	自 己 株 式	△6,058
関 係 会 社 株 式	13	評 価 ・ 換 算 差 額 等	347
出 資 金	1	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	347
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	81	純 資 産 合 計	70,173
前 払 年 金 費 用	152	負 債 及 び 純 資 産 合 計	71,976
繰 延 税 金 資 産	82		
差 入 保 証 金	3,878		
保 険 積 立 金	148		
そ の 他	3		
貸 倒 引 当 金	△0		
資 産 合 計	71,976		

損 益 計 算 書

(平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,172
売 上 原 価		9,185
売 上 総 利 益		9,987
販売費及び一般管理費		9,117
営 業 利 益		869
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	20	
為 替 差 益	0	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	81	101
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	1	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	0	2
経 常 利 益		969
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	8	8
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2	
減 損 損 失	1,573	1,575
税 引 前 当 期 純 損 失		597
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	382	
法 人 税 等 調 整 額	△58	323
当 期 純 損 失		921

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	13,098	15,707	600	48,410	△455	△4,365	72,995
事業年度中の変動額							
別途積立金の取崩				△1,300	1,300		—
剰 余 金 の 配 当					△554		△554
当 期 純 損 失					△921		△921
自 己 株 式 の 取 得						△1,693	△1,693
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の 変動額合計	—	—	—	△1,300	△176	△1,693	△3,169
当 期 末 残 高	13,098	15,707	600	47,110	△631	△6,058	69,826

(単位 百万円)

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	177	73,172
事業年度中の変動額		
別途積立金の取崩		—
剰 余 金 の 配 当		△554
当 期 純 損 失		△921
自己株式の取得		△1,693
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	170	170
事業年度中の 変動額合計	170	△2,998
当 期 末 残 高	347	70,173

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに個別注記表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

決算末日の市場価格等による時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・原材料（地金等を除く）……………個別法（製造ロット別）による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料（地金等）・その他の棚卸資産……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付引当金が借方残高であるため、前払年金費用として計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 消費税等の処理方法

税抜処理によっております。

会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純損失への影響は軽微であります。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 5,300百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 金銭債権 | 81百万円 |
| 金銭債務 | 19百万円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕 入 高

219百万円

営業取引以外の取引高

3百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末発行済株式数 普通株式 20,080,480株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末株式数
普通株式	1,590,066株	909,040株	一株	2,499,106株

(注) 自己株式の株式数の増加909,040株は、取締役会決議による取得908,900株、単元未満株式の買取りによる取得140株であります。

3. (1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	277百万円	15円	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月4日 取締役会	普通株式	277百万円	15円	平成28年9月30日	平成28年12月7日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	263百万円	15円	平成29年3月31日	平成29年6月30日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	2,393百万円
投資有価証券評価損	110百万円
未払事業税	46百万円
賞与引当金	40百万円
役員退職慰労引当金	41百万円
保証金償却	30百万円
その他	14百万円
小計	2,677百万円
評価性引当額	△2,425百万円
合計	252百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△46百万円
その他	△29百万円
合計	△76百万円

繰延税金資産の純額	176百万円
-----------	--------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な安全性の高い金融資産等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入による方針であります。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理取扱規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

輸入取引から生じる外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクは、取引実行時に為替予約を行うことでリスク低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価等を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	37,700	37,700	—
(2) 売掛金	858	858	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	636	636	—
(4) 差入保証金	72	73	0
(5) デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

これらの時価は、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

(5) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていない取引

該当事項はありません。

ヘッジ会計が適用されている取引

すべての為替予約について、外貨建金銭債務の換算を通じて、計算書類に計上されております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (*) 1	8
子会社株式 (*) 2	13
差入保証金 (*) 3	3,842

(*) 1 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため (3) 投資有価証券
その他有価証券には含めておりません。

(*) 2 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象とは
しておりません。

(*) 3 償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるため (4)
差入保証金には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	37,700	—	—	—
売掛金	858	—	—	—
差入保証金（＊）	37	32	2	—
合 計	38,595	32	2	—

（＊）差入保証金のうち償還予定を合理的に見積ることができない3,842百万円は含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載しておりません。

関連当事者との取引に関する注記

記載すべき事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,991円 38銭
1株当たり当期純損失	50円 59銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	種 類	場 所
店 舗	土地及び建物等	神奈川県、埼玉県 他

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗ごとに資産のグルーピングをしております。

そのグルーピングに基づき、減損会計の手続きを行った結果、土地の時価の著しい下落等により投資額を回収することが困難になった固定資産について帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失（1,573百万円）として特別損失に計上しております。減損損失の内訳は、店舗1,573百万円（建物214百万円、工具、器具及び備品21百万円、土地1,337百万円）であります。

なお、当資産グループの回収可能額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額については、対象資産の処分可能性を考慮の上、実質的に価値がないと判断し、正味売却価額をゼロとして評価しております。また、使用価値については将来キャッシュ・フローを6.6%で割り引いて算定しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 ツ ツ ミ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 亨 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 村 英 紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツツミの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社 ツ ツ ミ 監査役会

常勤監査役	新	藤	勝	美	㊟
監査役 (社外監査役)	永	野	清	健	㊟
監査役	小	山	弘	司	㊟
監査役 (社外監査役)	宮	原	敏	夫	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分にに関する事項

当期純損失の計上等により、繰越利益剰余金が欠損となりましたが、株主の皆様への安定的な配当を実施するため、別途積立金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

2. 期末配当に関する事項

第44期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開等を勘案し、安定的な配当の維持を基本として、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額263,720,610円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金30円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監査・監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行います。
- (2) 上記変更に伴う条数の変更とともに、あわせて字句の修正、現行の規定内容を明確にすることその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1)取締役会	(1)取締役会
(2)監査役	(2)監査等委員会
(3)監査役会	(削除)
(4)会計監査人	(3)会計監査人
第5条～第18条 (条文省略)	第5条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数及び選任方法)	(取締役の員数)
第19条 当会社の取締役は15名以内とし、株主総会でこれを選任する。	第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。
2. 取締役の選任の決議については、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (累積投票の排除) 第20条 取締役の選任については累積投票によらない。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。 (新設) (新設) 第22条 (条文省略) (取締役会の招集手続) 第23条 取締役会を招集するときは、各取締役及び監査役に対し、会日から3日前に、その通知を発する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 (新設) (取締役会の決議) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 (新設)	(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (削除) (取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日から3日前に、その通知を発する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (新設) (代表取締役及び役付取締役) 第26条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. (条文省略) 3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。</u> 2. (条文省略) (新設) (取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会において定める。 第29条 (条文省略)	(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役への委任) 第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定を取締役に委任することができる。 (代表取締役及び役付取締役) 第27条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2. (現行どおり) 3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名をする。</u> 2. (現行どおり) (取締役会規程) 第29条 当社の取締役会に関する事項は、<u>法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u> (取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> 第31条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会	(削除)
(監査役の員数及び選任方法)	(削除)
第30条 当会社の監査役は4名以内とし、株主総会でこれを選任する。	
2. 監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(監査役の任期)	(削除)
第31条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。	
2. 補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。	
(常勤監査役)	(削除)
第32条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を1名以上選定する。	
(監査役会の招集手続)	(削除)
第33条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日から3日前に、その通知を発する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。	
(監査役会の決議)	(削除)
第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	
(監査役会の議事録)	(削除)
第35条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	
2. 監査役会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。	
(監査役の報酬等)	(削除)
第36条 監査役の報酬等は、株主総会において定める。	

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(削除) 第5章 監査等委員会 <u>(常勤の監査等委員)</u> 第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第33条 <u>監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し、会日から3日前に、その通知を発する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>(監査等委員会の決議)</u> 第34条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> 2. <u>前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u> <u>(監査等委員会の議事録)</u> 第35条 <u>監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をする。</u> 2. <u>監査等委員会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</u> <u>(監査等委員会規程)</u> 第36条 <u>当会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第 <u>38</u> 条～第 <u>39</u> 条（条文省略）	第 <u>37</u> 条～第 <u>38</u> 条（現行どおり）
（会計監査人の報酬等）	（会計監査人の報酬等）
第 <u>40</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第 <u>39</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計算	第7章 計算
第 <u>41</u> 条～第 <u>43</u> 条（条文省略）	第 <u>40</u> 条～第 <u>42</u> 条（現行どおり）
（新設）	附則
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置）
	第1条 2017年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第37条第1項及び同条第2項の定めるところによる。
（新設）	（附則の削除）
	第2条 本附則第1条及び第2条は、2027年6月29日をもって削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。
 本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が生じるものいたします。
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	堤 征二 (昭和18年2月9日生)	昭和37年9月 堤貴金属工芸創業 昭和48年6月 株式会社堤貴金属工芸 (現 株式会社ツツミ) 設立 代表取締役社長就任 平成12年12月 財団法人ツツミ奨学財団 (現 公益財団法人ツツミ奨学財団) 理事長就任 平成23年6月 代表取締役会長就任 (現在に至る)	9,732,300株
【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 堤 征二氏は、当社の創業者であり、代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任し、当社経営に必要不可欠な経営経験と見識を有しておりますので、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者いたしました。			
2	互 智司 (昭和40年7月23日生)	平成2年4月 株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行 平成17年8月 株式会社三井住友銀行退社 平成17年9月 当社入社 平成18年6月 取締役社長付就任 平成19年4月 取締役管理本部長兼総務部長就任 平成21年4月 取締役管理本部長兼営業本部長兼総務部長就任 平成23年6月 代表取締役社長就任 (現在に至る) 平成25年6月 公益財団法人ツツミ奨学財団理事長就任 (現在に至る)	10,000株
【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 互 智司氏は、当社において取締役として管理本部及び営業本部の業務に従事した後、平成23年に代表取締役社長に就任し、当社経営に必要不可欠な経営経験と見識を有しておりますので、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	おか の なつ み 岡 野 勝 美 (昭和31年9月27日生)	昭和56年4月 当社入社 平成12年9月 店舗運営本部第二運営部長 平成16年6月 取締役店舗運営本部第二運営部長 就任 平成17年9月 取締役店舗運営本部第一運営部長 就任 平成19年4月 取締役商品本部長就任 (現在に至る) 平成27年6月 公益財団法人ツツミ奨学財団評議 員就任 (現在に至る)	27,700株
【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 岡野勝美氏は、当社において取締役として店舗運営本部及び商品本部の業務に従事し、当社経営に必要不可欠な経営経験と見識を有しておりますので、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者といいたしました。			
4	みず たに あつ ひで 水 谷 敦 秀 (昭和32年11月21日生)	昭和61年3月 当社入社 平成12年11月 商品本部次長 平成16年6月 商品本部部長 平成20年5月 商品本部管理部長 平成20年6月 取締役商品本部管理部長就任 (現在に至る)	3,200株
【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 水谷敦秀氏は、当社において取締役として商品本部の業務に従事し、当社経営に必要不可欠な経営経験と見識を有しておりますので、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者といいたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 堤 征二氏は、当社の経営を支配している者であります。
3. 堤 征二氏は、当社の子会社である有限会社大分ツツミ貴金属の取締役会長を務めております。
4. 互 智司氏は、当社の子会社である有限会社大分ツツミ貴金属の取締役社長を務めております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が生じるものといたします。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	新藤 勝美 (昭和28年11月15日生)	平成2年10月 当社入社 平成3年10月 経営管理室店舗企画課課長 平成12年9月 店舗運営本部長兼店舗管理部長 平成13年6月 取締役店舗運営本部長兼店舗管理部長就任 平成27年6月 常勤監査役就任 (現在に至る)	1,000株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 新藤勝美氏は、当社において取締役として店舗運営本部の業務に従事した後、常勤監査役に就任し、今後も取締役及び監査役として培った専門知識や経験により取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、監査等委員である取締役候補者となりました。			
2	宮原 敏夫 (昭和25年3月3日生)	昭和48年4月 監査法人朝日会社（現 有限責任 あずさ監査法人）入社 昭和51年8月 公認会計士登録 昭和52年6月 税理士登録 昭和55年10月 監査法人朝日会社（現 有限責任 あずさ監査法人）退社 昭和55年10月 宮原敏夫公認会計士事務所開設 (現在に至る) 平成13年3月 爽監査法人代表社員就任 (現在に至る) 平成17年6月 当社補欠監査役 平成23年1月 税理士法人朝日会社開設 (現在に至る) 平成26年6月 当社監査役就任 (現在に至る)	1,700株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 宮原敏夫氏は、公認会計士及び税理士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外の独立した立場からの視点を監査・監督に反映していただくため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	柿 沼 佑 一 (昭和52年11月16日生)	平成17年4月 最高裁判所司法研修所入所 平成19年1月 埼玉弁護士会登録 平成19年1月 高篠法律事務所(現 高篠・柿沼 法律事務所)入所 平成22年10月 同事務所パートナー (現在に至る) 平成26年6月 当社補欠監査役 平成27年6月 当社取締役就任 (現在に至る)	一株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 柿沼佑一氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外の独立した立場からの視点を監査・監督に反映していただくため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宮原敏夫氏及び柿沼佑一氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 宮原敏夫氏及び柿沼佑一氏は、東京証券取引所規則の定める独立役員として届け出ており、第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決され、新藤勝美氏、宮原敏夫氏及び柿沼佑一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であり、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。なお、現在、当社と各氏は責任限定契約を締結しております。
5. 柿沼佑一氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
すず き 剛 (昭和59年11月17日生)	平成24年11月 最高裁判所司法研修所入所 平成26年1月 第二東京弁護士会登録 平成26年1月 ホープ法律事務所入所 (現在に至る) 平成27年6月 当社補欠監査役 (現在に至る)	一株
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 鈴木 剛氏は、弁護士として専門的な知識及び経験を有しており、社外の独立した立場からの視点を監査・監督に反映していただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鈴木 剛氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決され、かつ、当社の監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠いたときに鈴木 剛氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏は、東京証券取引所規則の定める独立役員となる予定であります。
4. 第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決され、かつ、当社の監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠いたときに鈴木 剛氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
当社の取締役の報酬等の額は、平成元年6月28日開催の第16回定時株主総会において、年額2億5千万円以内とご決議いただき、今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を従来どおり、年額2億5千万円以内とすること並びに各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきますと存じます。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。
なお、現在の取締役は6名であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名となります。
本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員の職務の責任及び経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額5千万円以内とすること並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきますと存じます。
なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員である取締役の員数は3名となります。
本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が生じるものといたします。

第 8 号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
 本総会終結の時をもって退任される取締役大友満夫氏並びに監査役永野清健氏及び監査役新藤勝美氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準により、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。なお、監査役新藤勝美氏に対する退職慰労金の贈呈は、第 2 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が生じるものいたします。
 退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

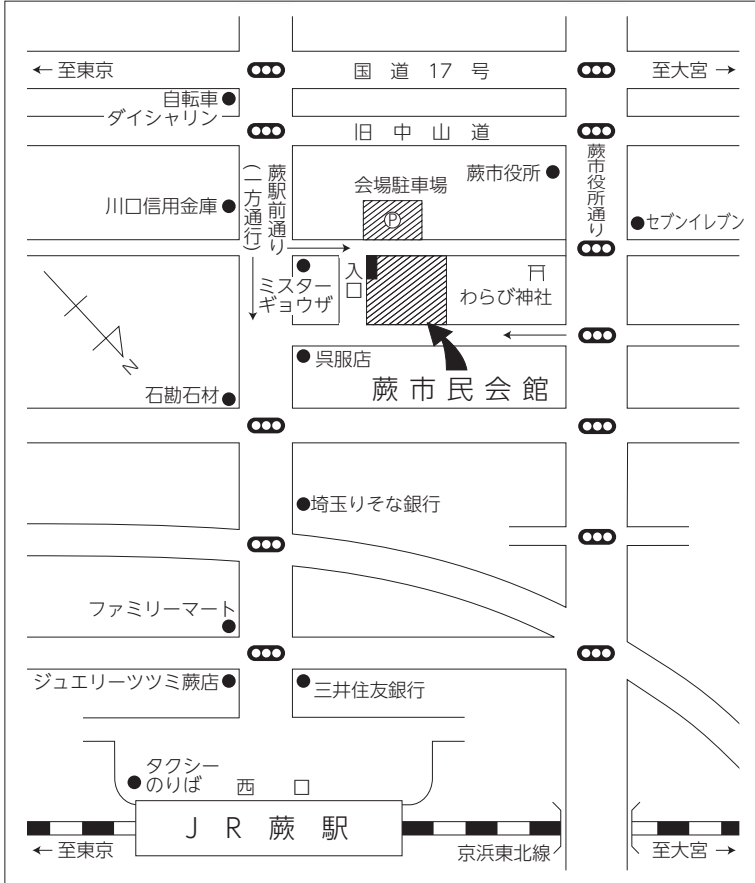
氏 名	略 歴
おお とも みつ お 夫 大 友 満 夫	平成 7 年 6 月 当社取締役就任 (現在に至る)
なが の きよ たけ 健 永 野 清 健	平成 17 年 6 月 当社常勤監査役就任 平成 27 年 6 月 当社監査役就任 (現在に至る)
しん とう かつ み 美 新 藤 勝 美	平成 27 年 6 月 当社常勤監査役就任 (現在に至る)

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

所在地 埼玉県蕨市中央4丁目21番29号
蕨市民会館 2階201室
電 話 048 (445) 7170



交通：JR 京浜東北線 蕨駅西口下車 徒歩約10分

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。